

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 22号

発行：2011年2月17日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL：<http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

2月2日(水) 第16回口頭弁論が開かれました

赤井 勝さんと 井殿 準さんが原告本人尋問

第16回口頭弁論が、2月2日(水)13時30分から横浜地裁101号法廷で開かれました。原告本人尋問に 赤井 勝さんと 井殿 準さんのお二人が爆音被害について証言されました。

米軍機・自衛隊機の爆音に、夜勤明けの睡眠を妨げられる

赤井さんは、綾瀬市寺尾西2丁目(厚木基地滑走路から西側約1.8km)にお住まいになり運送会社の運行管理者を経て、平成7年からタクシードライバーをお勤めになっています。勤務は隔日勤務で、休憩時間を入れて拘束時間・最大21時間勤務に就いています。朝8時に出社して翌日の早朝午前3時まで乗務、午前4時半近くに帰宅して、午前5時後に就寝、以後翌朝出勤まで自宅ですくろいでいます。このような生活パターンの中で、米軍機・自衛隊機の爆音が繰り返されると睡眠を妨げられ、翌日の乗務にも差し支え、しかも睡眠不足により休憩も増えて、荒り上げも減少し自身の収入も目減りしてしまう。など生活に及ぼす爆音被害について証言されました。

「静粛であることが重要な」礼拝が、爆音で妨害される

井殿さんは、相模原市南区相南二丁目(厚木基地中心部から北北西約6km強)に居住され、日本基督教団翠ヶ丘教会の牧師さんと、教会付属の幼稚園園長さんを兼務されています。平成14年4月、前任牧師が転任のため牧師が不在となった翠ヶ丘教会に赴任されました。教会では、毎週日曜日には欠かさず礼拝を行います。クリスマスや召天者記念礼拝などの特別な礼拝、さらには卒園児母親の会・在園児母親の会など様々な行事が行われます。これらの礼拝では、静粛で厳かな中で聖書を読んだり、賛美歌を歌ったり、説教を聞いたり、聖書の話に耳を傾けたりします。心を集中して礼拝を行っている時に、航空機の爆音に妨害されることは、信者にとってはとても許されるものでは有りません。妻は阪神淡路大地震の被災者で、家族も失ってしまい PTSDとなり、航空機の爆音で当時の記憶を思い出してしまうらしく、爆音に敏感で寝ていても目が覚めてしまいます。等々のほか幼稚園児の被害についても証言されました。

赤井さん・井殿さん、国側反対尋問を落ち着いた態度、証言で撃破!!

お二人とも終始ラックスした落ち着いた態度で、国側の反対尋問に対処的確に判断されて、対応されました。国側に付け入る隙を与えず、傍聴席を埋め尽くした原告は安心して尋問を聞くことが出来ました。また、弁護団からも称賛と感謝の声を頂きました。お二方のご労苦に対し、心から感謝申し上げます。有り難うございました。

原告本人尋問(要旨)

綾瀬市在住 75W地域

赤井勝さん



1. 自宅のある場所

私の自宅は厚木基地の西側1.8Kmの地点にあります。厚木基地のジェット機などは私の家の真上を飛びます。厚木基地から西側に旋回してきて、私の家の上を通ります。また、厚木基地から航空機のエンジン音が聞こえてうるさいことがよくあります。

2. 転居の経過

(1) 海老名市東柏ヶ谷4丁目が私の元の実家で、2歳半から結婚するまでここに住んでいました。

平成元年9月、結婚を契機に座間市東原3丁目アパートに転居、父は平成3年5月に他界、私が結婚した当時は、もう体が弱っており入院を繰り返す状態で、そういう父と母だけを実家に残して行くのが不安でした。そこで、当初は妻にも実家に入って貰うことも考えましたが、実家は手狭であったことから、実家に比較的近いところに新居を借りることにしたのです。

(2) 平成4年7月、私は現住所に自宅を購入しました。父が他界して一人暮らしになってしまった母と同居するため、借家では手狭になってしまうからです。今も、私たち家族(妻と子ども2人)は母と一緒に生活しています。

3. 自宅を現在の住所にした理由

(1) 私は、自宅を購入した平成4年当時、綾瀬市早川にある運送会社で運行管理者をしていました。運行管理者は、トラックの出庫時と帰庫時に点呼をする必要があります。私が管理を担当していたトラックは40台近くありました。トラックの行き先は、遠いところで北海道や九州、近ければ関東一円とまちまちです。そのため出庫や帰庫の時間は一定せず、早くは早朝5時から、遅くは真夜中に点呼をしなければなりません。点呼が終わらなければ、運転手が出庫や帰庫を完了で

きませんので、どうしても早朝や深夜に会社へ行かなければならないのです。

(2) また、事故や積み荷などに手違いがあった場合などの緊急時には、自宅で寝ていても、すぐに会社に出社しなければならないので、就業時間外であってもすぐに駆けつけられるところに住む必要がありました。

このように、会社での仕事時間は不規則でしたが、運行管理者として責任のある仕事であり、私が信頼されていると思っていましたし、収入面での待遇も良かったので、私としてはこの会社に骨を埋める覚悟でした。そのため、会社から近ければ近いほど良いと考えて物件を探し、最終的には会社から車で5分位の現在の自宅を購入することにしました。

4. 勤務実態

(1) このようにやりがいを感じていた仕事でしたが、その後、この会社の社長と考え方が合わなくなって、平成7年7月に、会社を辞めることになってしまいました。再就職先は、私の父がタクシードライバーをしていたことや、自宅から近いこともあって、現在の勤務先である相鉄自動車のタクシードライバーになりました。

今も私は相鉄自動車でも引き続きタクシードライバーをしています。相鉄線の大和駅中心に私は主に海老名駅・さがみの駅で待客をしています。

(2) 私の会社の乗務時間について説明します。勤務は、日勤と隔日勤務の働き方があり、私は隔日勤務で働いています。隔日勤務は、2日分を1乗務として数え、月に12乗務する働き方です。実働時間は16時間で休憩時間2時間最低拘束時間は18時間ということになります。給料は売り上げに対しての歩合制なので、制限内最大拘束時間まで目一杯乗務する乗務員がほとんどです。

(3) 具体的には、朝7時半から8時に会社に出勤、点呼を受け、運航記録カードを受け取り、乗務、開始時間にもよりますが、平均すると翌日の早朝3時から3時半位まで乗務をし、営業所にて帰点呼を受け、売上金の納金、洗車して帰路につきま。帰点は午前4時から4時半頃、軽く一杯を採り午前5時から6時頃床につき仮眠します。

昼12時～午後2時頃の間起きて、日中は家でテレビニュースなどを見たり、パソコンに向かったり、友人と話をするなどして過ごし、夜10時位に寝て、翌朝午前7時半に再び出社します。

このように、隔日勤務は、午前中に仮眠をとる生活をしており、熟睡できるかどうか、仕事に非常に影響します。



5. 睡眠妨害

(1) 午前中、ジェット機が飛ぶとまず寝ていられません。勤務の疲れを取りたいのに、午前中の9時とか10時に起こされます。隔日勤務後では寝たばかりで直ぐに起こされることになり、一番熟睡したいときに安眠妨害されるというのはとても辛いです。「キーン」という高い金属音や「ドーン、ゴーン」というような大爆音、数分おきに繰り返されます。家全体もふるえて、軽い地震のような感じがします。家が爆音に引っ張られて、引きちぎられていく感覚です。

寝ようと思っても数分おきに爆音が繰り返されるので、仕方なく起き出しては、イライラしています。正直、腹が立つので、役所に抗議の電話をすることもあります。翌日も21時間勤務があるからもう少し寝たいと思いつつも、それが叶いません。プロペラ機やヘリコプターも、起きていて聞くとうるさいです。

横須賀に空母が来ると、毎日うるさかったり、1週間に何日もうるさい日が続くことがあり、午前中にジェットの爆音に晒されることがあり、これでは本当に睡眠不足になります。

(2) 寝不足は、終始寒い感じがし、頭もぼんやりして、体の芯にいつも疲れが残る、重い物をいつも背負っているような感じです。そういう時は気持ちに余裕がなくなり、昼間家を訪ねて来た人に対しても、邪険な対応をしてしまいます。自宅に居るのに疲れが取れないというのは非常に辛いです。あまりにうるさい時は、近所の健康センターに行って風呂に入ったり、仮眠室(暗室)のベッドにアイマスクやヘッドホンを付けて横たわりながらリラックスします。爆音のせいで、自宅から追い出され健康センターに行くにもお金がかかります。

6. 仕事への影響

(1) 寝不足で乗務をすると、注意力が散漫になり、自身も危険を感じます。ひどい時には信号待ちで、知らず知らずに眠りに落ちていて、ハッとすることがあります。コーヒーを飲んだり眠気覚まし剤のガムを噛んで何とか仕事をしようと思うのですが、駅で客待ちの列に並んでいる時など、ついつい寝てしまえば後からクラクションを鳴らされて気づくこともあります。

こういう状態で深夜になると疲れもピークに達し、ある時お客さんを乗せて対向車線にはみ出してしまったことがあります。幸い事故には至りませんが、今思い出してもヒヤッとする体験でした。また、乗客の安全が第一ですので、どうしようもない時は、コンビニの駐車場などで仮眠をとることがあります。しかし私の賃金体系は完全歩合制ですので、仮眠の時間が増えれば増えるほど売り上げが落ちてしまいます。

(2) 売り上げが「越高」と呼ばれる賃金分率の分岐点を越えると、売り上げに対する歩合が上がる仕組みになっています。そのため「越高」を越すかどうかの瀬戸際という時に、爆音による寝不足で休憩時間が増えて、売り上げが上がらないと、経済的な打撃を受けることとなります。

7. 家族の様子

(1) 自宅の間取りは、1階に和室とリビングの2部屋および水周りがあり、2階は子供部屋が2部屋と母の部屋が1部屋の合計3室です。防音工事は築年数が浅いのでできていません。

(2) テレビが聞こえない、電話の最中に相手の声が聞こえないというのは、家族がそれぞれ不満を口にします。そのため、家族はテレビのリモコンを肌身離さず、爆音があると音量を最大にします。最大にしてもほとんど聞こえないのですが、何とか聞こえようとするのです。このようなことから、一日何度も飛行機が飛ぶときは、家族みんなが不機嫌になります。

(3) 私は、二日に一度しか家族と夕食を食べられません。ですので、家族との夕食は楽しみにしています。ところが、夕飯時にも爆音がやってきます。楽しみにしている団らんの時間が奪われます。爆音がなければ会話が弾むのに、と思わざるを得ません。

(4) また、子供が小さいときには、飛行機が通るたびに、自宅前で遊んでいる子供たちが、上を見て一斉に耳に手を当てて、怖がっていた様子を良く覚えています。また、子供の学校では、子供達から爆音で勉強に集中できないという不満が出ました。子供が通っていた綾北中学校は、基地の近くにあるのですが、授業が中断されると不満を言っていました。英語のリスニングのテストが途中で中断することも度々あったと聞いています。下の子は今年17歳になりますが、大学受験を予定しています。爆音がひどい時は、自宅ではなく図書館に行って勉強したりしています。そういう時には、申し訳なく思います。実際、子供からも「何でこんなところに住んでるの?」と文句を言われます。

(5) 妻は、鶴ヶ峰にいたので、爆音の状況を知らなかったようで、結婚して座間市東原に住んだ時に、「こんなにひどいの?こんなにうるさいの?」と、爆音のあまりのひどさに驚いていました。母は長年この地域に住んでいますが、午前中の家事が一段落し、テレビを見ようとした時に、爆音がひどくて音が聞こえない時には、「ひどいねー」と我慢出来ないように漏らすことが未だにあります。

(6) 妻や母は、「硫黄島に飛行機の訓練施設ができて、飛行機の騒音はましになると思っていたのに、今でも真っ昼間から飛び回って訓

練をしているのかと思うと、裏切られたと感じるよね。」と話しています。

8. 裁判官に理解してほしいこと

私は綾瀬の少年サッカーチームのコーチをしており近所の人たちとの付き合いも多いです。この地域の人たちは、口をそろえて「飛行機が飛ばなければ、本当に住みやすい良いところだよ。」と言います。裏を返せば、「飛行機に飛ばれると、生活が苦痛になる。」ということでもあります。他地域の人が遠征で試合に来たとき、「すごい音ですね。あれは何ですか。」と言って驚かれるので、説明をすると、同情をしたように慰められます。「静かな空」という、基地周辺以外の人にとっては当たり前の環境が、私たちにとっては幸せな環境なのです。このような状況が日常になってしまっている基地周辺住民の生活環境を是非救っていただきたいです。

原告本人尋問(要旨)

相模原市在住75W地域

井 殿 準さん



1. はじめに

(1) 私は昭和40年生まれで、現在45歳になります。父が牧師であったことから、自然と牧師を志すようになりました。同志社大学大学院神学研究科を卒業後、日本基督教団尼崎教会に赴任し、伝道師を3年、副牧師を2年務めた後、東京・赤坂の豊南坂教会に移り、副牧師を7年務めました。そして、前の牧師が転任されたことで翠ヶ丘教会の牧師が不在となったため、私に声が掛かり、平成14年4月、翠ヶ丘教会に牧師として赴任しました。

現在は、翠ヶ丘教会の牧師を務めるとともに、教会付属の相模翠ヶ丘幼稚園の園長を兼務しています。

(2) 翠ヶ丘教会は、相模原市立東林小学校の隣にあり、幼稚園は教会の建物内にあります。

建物2階の一部が私たちの居住部分となっており、妻、中学生の長男、小学生の次男の4人で暮らしています。

(3) 現住所は、厚木基地の中心部から北北西に6Km強のところの位置しています。一番うるさいのは米軍のジェット機です。自宅の斜め上、東林小学校の真上あたりを飛んで行くことが多いですが、時には自宅の真上を飛ぶこともあります。米軍の空母が横須賀基地に入港しているときと、その前後が特にうるさく、毎日、早朝から何機も飛んでいきます。ジェット機は2機ずつ飛ぶことが多くひどいときは連続して何機も飛ぶことがあります。その時の爆音は言葉に表すことはできません。とにかく異質でものすごい爆音です。身体や建物が震えるような感じがします。

(4) 自衛隊のプロペラ機は、ジェット機に比べればまだ良い方ですが、非常にうるさいことには変わりありません。ヘリコプターはスピードが遅いので、その分騒音の聞こえる時間が長く、うるさく感じます。

2. 宗教活動の妨害

(1) 私は、牧師として様々な宗教活動を行っています。例えば毎週日曜日には次のようなことをしています。

・午前9時から子どものための教会学校を開いています。幼稚園から中・高校生科まであります。ここでは、礼拝を行うほか聖書教育、キリスト教教育も行われます。教会の教育的な使命を果たすものとして、非常に重要なものです。

・午前9時30分からは成人科があります。成人科とは、大人のための教会学校のようなものです。その日の主日礼拝で読む聖書を事前に読んで、主日礼拝の準備をします。

・午前10時30分からは主日礼拝です。主日とは日曜日のことで、主日礼拝とは主なる神に捧げる礼拝であり、私たちにとっては極めて重要なものです。ここでは、聖書を読み、賛美歌を歌うなどして祈りを捧げます。

日曜日には、特別な礼拝が行われることもあります。例えば、11月7日の日曜日には、召天者記念礼拝が行われました。これは、お亡くなりになった方を祈念するための礼拝で、信徒でないご遺族の方なども参加される特別な礼拝です。また、12月19日の日曜日にはクリスマス主日礼拝が予定されています。

ちなみに、日曜日以外にもとくべつな礼拝が行われることもあり、12月23日(木)には、教会学校クリスマス礼拝、翌24日(金)にはクリスマスイブ・キャンダル礼拝が予定されています。クリスマス前の期間も大切であり、ちょうど今の時期が、イエス・キリストの降誕を待ち望む期間(アドベント・降誕節)です。日曜日ごとに、アドベント主日礼拝が行われ、私たちににとっては大切な期間です。

(2) その外、翠ヶ丘教会では日常的に様々な集会や行事があります。

・毎月第1、第3水曜日の午後2時からと、第2、第4、第5水曜日の午後7時30分からは、聖書研究祈禱会が行われています。ここでは、牧師である私が聖書の話をしたり、みんなでディスカッションやお祈りをしたりします。

・毎月第2金曜日午後1時から婦人の会、第4水曜日午前10時からシヤロンの会(卒園児母親の会)、第2水曜日には、ハンナの会(在園児母親の会)が行われています。

ここでも、牧師である私が30～40分ほど聖書の話をし、その後懇談を行います。

(3) 私たちは、こういった様々な集会や行事を行い、日々祈りを捧げています。航空機爆音に曝されると、こういった集会や行事が妨害されてしまい、私たちの祈りが妨げられるのです。航空機爆音で言葉が聞こえなくなると、聖書を読む声も、祈りの言葉も聞こえません。

そうなると、礼拝を一時中断せざるを得ません。賛美歌を歌っているときに航空機が飛ぶと、どうしようもありません。賛美歌は単なる歌ではなく、言葉と旋律によって神を讃えるものです。礼拝では何曲もの賛美歌を会衆（礼拝参加者）と共に歌います。



また、毎週水曜日の祈祷会や特別な主日礼拝などでは、「沈黙の時間」というものが設けられています。5分程度の短い時間ですが、静かに目を閉じて、礼拝で聞いた聖書の言葉や説教、家族や友人のことなどに思いを馳せ、静寂の中で神と向き合う時間であり、私達にとってはとても大切な時間です。

このように、礼拝では静粛であることが極めて重要です。そのため、どこの教会でも同じですが、翠ヶ丘教会でも、礼拝堂の入り口には静粛を保つよう注意書きが掲示されています。

しかし、航空機が飛ぶと静粛を保つことは到底できません。航空機爆音によって私たちの祈りは妨げられ、宗教活動そのものが妨害されているのです。

- (4) 教会学校や礼拝において、私は牧師として説教を行います。説教とはキリスト教の教義を口頭で信者に伝えるもので、私が命をかけていると言っても過言ではない一番重要な仕事です。さらに、説教だけでなく平日に定期的に開催される祈祷会、婦人の会、シャロンの会、ハンナの会では聖書の話を読みます。このようなときに航空機の爆音がうるさいと、私のことばは会衆には届きません。仕方なく話を中断せざるを得ません。しかし一旦話を中断すると会衆の集中力も途切れ、話をする私のリズムも乱れメッセージは伝わらなくなってしまう非常に残念な思いをさせられます。

航空機爆音は、説教や聖書の話をする私や、そしてそれを聞く会衆の信仰そのものに対する冒瀆であり、本当に悲しいことです。

3. 幼稚園の仕事の妨害

- (1) 航空機の爆音により、幼稚園の仕事も妨害されてしまいます。私や幼稚園の職員は、登園時間である午前8時45分頃から午前9時頃まで、幼稚園の前で登園する園児たちを迎えています。これは、園児たちやその保護者との間であいさつを交わすことが目的です。朝のあいさつは幼稚園での生活の始まりであり、幼児教育にとって非常に重要なことです。航空機の爆音であいさつを交わすことができないことは、園児にとって決して些細な事ではありません。

- (2) 幼稚園では、保護者との連携教育のために、保護者に園児の送り迎えをお願いしています。送迎の際には、保護者から園児のその日の体調を伝えてもらったり、こちらから幼稚園での園児の様子を伝えたりしています。送迎時の情報交換は極めて重要です。しかし、爆音に曝されている間は会話ができませんので、会話を中断するしかありません。送迎時は慌ただしい時間ということもあり、大変迷惑です。

- (3) 私たちは、昭和39年設立以来、「人間を育てる」教育理念の下、自由保育を主眼としてきました。子どもはすべてのことを遊びの中から学びます。自発的な遊びや友だち関係を通して生きる力を貯えていくのです。そこで、自由でのびのびと遊ぶことを大切にしている自由保育を行っており、園児たちを庭や部屋で自由に遊ばせています。また、幼児には自然や命、心を大切にする情緒的な温ものある環境が大切だと考えており、お話を絵本の読み聞かせ等を大切にしています。小さな幼稚園で、部屋は4つしかありませんが、うち1部屋を絵本の部屋としており、毎日2回絵本の読み聞かせをしています。

本園では、キリスト教主義保育を行っておりますので、朝と退園前には賛美歌を歌い、お祈りをする時間があります。

このようなとき、航空機が飛ぶと爆音で耳をふさぐ園児もおり、遊びが中断されてしまいます。爆音により話や絵本の読み聞かせをする先生の声は聞こえなくなり、お祈りも中断させられてしまいます。航空機が飛ぶと、「うるさくて嫌！」「止めて～！」という園児もいます。「撃ち落として」と言っていた園児もいたという話を、担任の先生から聞いたことがあります。

こういった園児達の姿を見ると、非常に悲しく思います。

4. 私生活での被害

- (1) 家族団らんのときに航空機爆音に曝されると、家族との会話が遮られます。爆音で話が通じないときがあり、何度も言い直したり、聞き直したりさせられます。

テレビを見ているときは、音声は聞こえずに内容が全く分からなくなったり、家族との大切な時間が台無しになってしまい、本当に腹が立ちます。

- (2) 睡眠中に航空機が飛ぶと、爆音で目が覚めてしまい、睡眠が妨げられます。日曜日は教会があるため、月曜日に休日をとっています。が、せっかくの休日にゆっくり寝られず、身体を休めることもできません。最近では、12月1日の朝6時38分頃に爆音が聞こえてきました。普段はまだ寝ている時間でしたが、爆音で目が覚めて寝られなくなってしまったため、こんなに早くに飛ぶなんて非常に腹が立ちました。

- (3) 私たち夫婦は、阪神・淡路大地震が発生した平成7年1月、被災地である兵庫県尼崎市に住んでいました。妻は地震で家族を失い、PTSDとなりました。それ以来、妻は航空機の騒音を聞くと当時の記憶を思い出してしまうらしく、私よりも爆音に敏感で、寝ても目が覚めてしまうと述べています。また、爆音が聞こえると、

震災の記憶を思い出してしまい、航空機が自宅に墜落してしまうのではないかと、家族を失うのではないかと恐怖を感じるそうです。

現住所に転居してしばらくは、妻は航空機が飛ぶたびに外出中に私に電話をして、いつも安否を確認していました。私自身も墜落の危険を感じますが、妻が私以上に爆音に恐怖を感じ、悩まされている様子を見ると、とても辛くなります。

- (4) 幼稚園の園児だけでなく、私の子どもも成長にも不安を感じています。次男が3歳のころ、公園で遊んでいたときに航空機の爆音が響き、次男がひどく脅えていたのを見たときは、子どもがかわいそうで、非常に心配になりました。航空機爆音を与える恐怖が、成長過程にある子どもにも与える悪影響に強い懸念を抱かざるを得ません。

また、子どもたちは自宅隣りにある東林小学校に通っていましたが、運動会が行われているにもかかわらず、航空機が爆音を撒き散らし、校長先生のお話が中断したり、運動会の進行はたびたび中断してしまいました。一番印象に残っていることは、長男が参加した団体演技のとき、音楽が始まる瞬間にジェット機が飛んできて、子どもたちは音楽が聞こえないために、演技を始めるタイミングが分からなくなり、子どもたちが折角一生懸命練習してきた演技が、台無しにされてしまい、子どもたちの晴れの舞台がメチャメチャにされてしまったことです。それを見ていた私たち保護者も本当に不愉快な思いをしました。

5. 防音工事について

自宅は教会・幼稚園と同じ建物にありますが、防音工事はされていません。防音工事をした方からは、それほど効果がないと聞いています。

なにより、幼稚園では自由保育を主眼としているため、普段は部屋を開放して園児が自由に出入りできるようにしています。部屋を閉め切ることにはしないので、防音工事をしたとしても効果はないと思います。

6. おわりに

米国内土では、このように住宅地のそばを爆音を撒き散らして飛んでいないと聞いています。それが本当であれば、それほど腹立たしいことはありません。

航空機爆音による礼拝などの妨害は、私たちにとっては極めて深刻な被害です。園児を預かる身としても、先生の声が届かないために事故が起こるのではないかと非常に不安になります。静かな環境の中で、安心して祈りを捧げ、安全な環境で子どもたちを遊ばせてあげたい。そのためには、航空機の飛行を止め、爆音をなくしてもらいたいと思います。一刻も早く爆音のない普通の生活ができることを願っています。

以上

「7000人を超える原告の被害を代弁することの重み」

弁護士 常磐 重雄



平成23年2月2日、岡部玲子先生と共に、赤井勝さんの尋問を担当しました。

この尋問に先立ち、私達と赤井さんは、陳述書作成まで3回、尋問の練習のため3回、合計6回の打ち合わせを行いました。赤井さんはタクシー乗務員であり、夜勤明けの打ち合わせ等もあったと思うのですが、本当に嫌な顔一つせず協力してくれました。

実は、私は尋問の練習は2回で十分と思っていたのですが、赤井さんの方から「自分はこれまで尋問を一度も見たくない。初めてで不安なので直前にもう一回練習をしたい。」との要望がありました。7000人を超える原告の中で、尋問に出る人は十数名です。赤井さんの中には、「7000人の気持ちを代弁するんだ。」というプレッシャーがあったのではないかと思います。

尋問当日、私は赤井さんから夜勤明けで尋問に来る予定と聞いていたので、まず体調について尋ねました。すると「いやー。実は会社に無言で昨日は早くあがらせてもらったんです！」完全歩合制の給与体系にもかかわらず、乗務の時間を削って体調を整えて頂いたことを意気に感じ、私も改めて気分が入りました。

実際の尋問の結果はというと・・・見事に被害状況を訴えてくれました！赤井さんの性格的に派手なやり取りはなかったかもしれませんが、冷静、かつ、正確に被害状況を証言してくれました。深夜勤務者特有の睡眠妨害、タクシー乗務員特有の爆音被害、近隣住民の方の爆音に対する憤りなどを、裁判所にきちんと言葉で伝えて頂いたと思います。検察官の反対尋問に対しても、被害事実を淡々と話して頂きました。私が言うものもなんですが、被害を誇張することなく、非常に信用できる証言をして頂いたと思います。

今回、赤井さんの尋問を担当し、原告一人一人の裁判に対する熱意はとも大切であると改めて感じました。今回はたまたま赤井さんで、尋問担当者に限らず、原告一人一人の裁判に対する熱意や、爆音被害を無くすために何かしたいという思いが、裁判官を動かさし、ひいては国を動かすのだと思います。

7000人を超える原告が一つになれば、不可能はないと思います。これからは飛行禁止に向けて全員一丸となって臨んでいきましょう！

井殿準さんの本人尋問について

弁護士 大森 淳



このたび、林戸孝行先生とともに、井殿準さんの原告本人尋問を担当させていただきました。

井殿さんは、相模原市南区において、教会の牧師兼教会付属の幼稚園の園長をなさっている方です。がお住まいの地域は厚木基地から北側約7キロメートルも離れた75W地域ですが、厚木基地からこれほど離れていてもなお、激しい航空機爆音に曝されて生活されています。このことを裁判官に伝えるため、井殿さんやご家族が受けている騒音被害について、法廷で話をさせていただきました。

牧師をされている井殿さんにとって、静かな環境というのは欠かせません。教会に集まる信徒の方々に言葉が届かず、また、祈りが妨げられてしまいます。宗教活動の妨害という自分とは関係のない被害と思われる方もいらっしゃると思いますが、例えば法事の際中に爆音が聞こえてきたらどうなるのでしょうか。遠く離れた家族について思いを馳せているときに航空機が飛んだらうでしょうか。井殿さんには、牧師さんという立場から、かけがえのない大切な時間を妨害されたときの、騒音地域に住む人々が等しく受けている被害を訴えていただけたと思います。

また、井殿さんは、幼稚園の園長という立場を通じて、そして、2人のお子様の親として、騒音地域に住む子どもたちが航空機爆音でどのような被害を受けているのかを語っていただきました。特に、ご長男の小学5年生のときの運動会で、目玉企画であった団体演技が爆音で台無しになった事件のお話などは、爆音は単にうるさいだけでなく、子どもたちの努力や思いを無にしてしまう許し難いものであることを端的に示すものでした。井殿さんの理性的な語り口も相まって、裁判官にも被害の深刻さが伝わったはずです。

ここで当日のエピソードをひとつ。井殿さんに先立って行われた赤井さんの原告本人尋問において、被告国の指定代理人から、次のような質問がなされました。80dB（デシベル）というのは電話の音程度であり、航空機騒音はそれほどうるさくないのではないかと。すると、直前になって突然、井殿さんから、これは是非反論したいとのご提案がありました。そこで、予定外ではありましたが、井殿さんの尋問において質問をしてみたところ、井殿さんからは電話の音が耳元で聞こえていたら寝ることができないと明確にお答えいただきました。直前での井殿さんの機転により、被告国の欺瞞を見事に打ち砕くことができました。

直前にこのような素晴らしいご提案をいただいただけなく、井殿さんには、教会のお仕事が最も忙しい12月のクリスマス時期にもかかわらず、準備のため何度も我々弁護士にお付き合いいただきました。この場をお借りして、改めて、井殿さんには深く御礼申し上げます。井殿さんの熱意と冷静さに私も非常に勇気づけられ、安心して尋問に臨むことができました。

以上

「2011年・新春の集い」が開催されました

ご来賓・弁護団・原告113名の方々の参加で盛大に



(原告尋問に立たれた方々の紹介)

新春恒例の「2011年新春の集い」が1月16日(日)13時から、大和市生涯学習センターで開催されました。

当日は、ご来賓として、私たちの第四次訴訟をご支援頂いている神奈川平和運動センター 宇野 峰雪代表、小原 慎一事務局長、県民のい

ちとくらしを守る共同行動委員会、二宮 敬嗣事務局長、のお三方、弁護団からは、(団長)中野 新先生、(副団長)福田 護先生、岡部 玲子先生、(事務局長)石黒 康仁先生、(事務局次長)佐賀 悦子先生、渡部 英明先生、関守 麻紀子先生、大森 淳先生の8人の先生方にご参加頂きました。

また原告団は、藤田 榮治団長以下102名の方々が参加しました。今回は、2008年5月12日の第1回口頭弁論から、3月14日の第17回口頭弁論までの間に原告7054名を代表して大変なプレッシャーの中で、意見陳述と本人尋問を行って頂いた11人(14名の方は欠席)の方々をご招待し、その労をねぎらうとともに感謝の気持ちをお伝えしました。

挨拶の中で、藤田団長は「次期固定翼哨戒機P-1の厚木基地配備問題で、南関東防衛局へ抗議に行ったが、46文書の文言については言を左右して、私たちの要求を頑として受け入れない。国は、過去の約束や決まり事をなし崩しに反古にして、基地周辺住民の被害を増大させてきた。我々は訴訟に勝って、何が何でも飛行差し止めを実現させなければならない。」と語りました。

また、中野弁護団長は「国は、「在日米軍の抑止力が日本の平和を維持している」と言うが、米国は、米国の防衛産業の振興や自国防衛のために日本に駐留している。日本を救うなどんでもない詭弁であり真っ赤なウソだ。だまされてはいけない。日本に米軍基地は必要ない」と述べ、訴訟で求めている「飛行差し止め」の実現に強い決意を示されました。

さらに、ご多忙の中、阿部とも子衆院議員が突然駆けつけられ「南関東防衛局に46文書の取り扱いについて、皆さんと一緒に抗議したが、防衛局の曖昧な姿勢は国民に対して非常に失礼だ。国民をないがしろにしていることは、断じて許せない!」と怒りをあらわにされました。

懇親会では、弁護団の先生方の今年にかかる決意表明や、原告の中で4月統一選挙に立候補を表明されているの方々をご紹介し、選挙戦でのご健闘を祈るとともに原告団の力強い支援をお願いしました。

「新春の集い」恒例のイベント「大抽選会」は、原告団長賞や弁護団長賞、爆同賞など多数の賞品が山と準備され、抽選が進むにつれて会場も熱気に包まれ盛り上がりを見せました。

閉会にあたり突然「ガンパロー!」を元気にやろ〜!との声が上がると、阿部とも子衆院議員に発声の指名があり、阿部議員の声高らかな「裁判に勝利し、一日も早く静かな空を取り戻そう!」のコールに応え、参加者全員で「ガンパロー!」を三唱しました。「ガンパロー!」三唱の余韻を残しながら3時過ぎに、「新春の集い」を閉会しました。ご参加いただいたご来賓、弁護団、原告の皆さん、当日お手伝い頂いた方々に心からお礼申し上げます。



爆音がうるさい時は電話をしよう!!

抗議の電話は

防衛省南関東防衛局座間防衛事務所

046-261-4332

苦情の電話は

各地区の市役所渉外課・基地対策課・企画調整課へ

大和:046-260-5312 綾瀬:0467-70-5604

海老名:046-235-4790 座間:046-252-8307

相模原:042-769-8207 藤沢:0466-25-1111 (内線 2181)

町田:042-724-2103 県・基地対策課 045-210-3375

横須賀に入港しているジョージワシントンが居座る限り爆音はまだ続きます。原告の皆さん厳しくチェックして苦情の電話をじゃんじゃんかけましょう。

苦情の電話と抗議の電話は使い分けてお願いします。

今後の口頭弁論期日

「原告本人尋問」には 第17回口頭弁論(3月14日)まで、毎回2名の方々が法廷に立たれます。*各回とも集合場所は横浜スタジアム入り口です。(12時30分)

*第17回 口頭弁論

3月14日(月) 13時30分 開廷

原告本人尋問

遠藤 吉伸さん 大和市中中央在住 85W地域
浅井 紀子さん 藤沢市下土棚在住 85W地域

*第18回 口頭弁論

7月4日(月) 13時30分 開廷